



ポイ捨て・不法投棄を 許さない環境づくり

市民のみなさんの
「力」が必要です

美しい自然環境や快適な生活環境を守るために、市では巡回パトロールや不法投棄ごみ・ポイ捨てごみの回収などを行っています。しかし、こうした取り組みにも関わらず、不法投棄やポイ捨てごみは後を絶ちません。

不法投棄やポイ捨てごみのない美しいまちをつくるためには、市民のみなさんの力が必要になります。一人ひとりが不法投棄・ポイ捨ては絶対しないということはもちろん、不法投棄をされない、させない環境づくりに地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。みなさんのご協力をお願いします。

ごみ集積所への 不法投棄が多発!!

最近、自治会で管理いただいているごみ集積所に、ごみが不法投棄されるという事例が相次いで発生しています。

ごみ集積所であっても、不法投棄することは決して許されることではありません。

市内の家庭用ごみ出しルールは、各ご家庭に全戸配布している「こぼくるーる」に掲載しています。ルールに基づいてしっかりと分別し、必ず指定の日に、指定の場所へ出してください。

集積所でも
不法投棄は
ダメ!



不法投棄は犯罪です。市では、警察と連携を図りながら対応しています。

監視

不法投棄に対しても、未然防止や再発防止対策が効果的です。市でもパトロールなどを継続して行つていきますが、不法投棄をさせないために、みなさんもご協力を願いします。

●不法投棄を見かけたら通報を

不法投棄を目撃したり、不法投棄物を発見した場合は、通報してください。その際には、わかる範囲で場所・時間・投棄物・車両ナンバー・犯人の特徴などを伝えてください。

通報先
米原警察署
☎ 52-10110
環境保全課
☎ 58-12230

不法投棄に対する
個人で所有・管理されている空き地などに不法投棄された場合、犯人を特定できない限り、ごみを処分するのではなく、土地の所有者になってしまします。

●私有地には「捨てられない対策」を

個人で所有・管理されている空き地などに不法投棄された場合、犯人を特定できない限り、ごみを処分するのではなく、土地の所有者になってしまいます。

このような被害を防ぐためにも、

次のような対策をとつて土地を管理しましよう。

▽こまめに除草する
▽フェンスなどで囲う

▽警告看板を立てるなど

* 警告看板は区長様からの申請によつて環境保全課で配布しています。
必要な場合はご相談ください。

意識向上

「ごみの分別方法」や「不法投棄の対策」などをテーマに、市の職員が講師になって環境啓発のための講座を開いています。自治会やグループでの研修会などに、ぜひご利用ください。お申し込みは生涯学習課（☎ 55-8106）まで。

不法投棄やポイ捨てから自分たちのまちを守るためにも、一人ひとりの美化意識の向上が必要です。美化活動などを通じて、みんなの意識を高めていきましょう。

地域

ごみのポイ捨て禁止ポスターコンクール

市内小中学校のみなさんからご応募いただいた作品の中から、次のとおり受賞者が決定しました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

小学校の部

最優秀賞 米原小学校4年
藤本 沙耶さん



優秀賞
(順不同) 春照小学校5年
春照小学校5年
春照小学校6年
坂田小学校6年

福永
村居
樋口
水越
陽和さん
拓海さん
萌さん
康太さん

中学校の部

最優秀賞 双葉中学校2年
友松 明里さん



優秀賞
(順不同) 双葉中学校2年
大東中学校1年
河南中学校2年
柏原中学校3年
柏原中学校1年
柏原中学校1年

中辻
山内
江竈
岩尾
奥井妃芽乃さん
鈴木
香苗さん
美里さん
喜久さん
希さん
のぞみ
幸穂さん

お問い合わせ
経済環境部 環境保全課（伊吹庁舎）
☎ 58-12230

なお、市役所の各庁舎には、回収容器を常時設置しています。粗大ごみの収集日までに出したい方は、各庁舎の窓口までご持参ください。

その他、分別方法などでご不明な点は環境保全課までお問い合わせください。

環境保全課からのおしらせ

「使用済み蛍光管」の 収集日は 「粗大ごみの日」です！

箱や包紙を外して、割らずに出してください。



使用済み蛍光管は、資源ごみとして分別していただいていますが、収集日は資源ごみの日ではなく年に2回の「粗大ごみの日」です。資源ごみの日に蛍光管が出されていることが多くありますので、お間違えのないようにご注意ください。

なお、市役所の各庁舎には、回収容器を常時設置しています。粗大ごみの収集日までに出したい方は、各

庁舎の窓口までご持参ください。

その他、分別方法などでご不明な点は環境保全課までお問い合わせください。